

国立大学法人東京農工大学監事監査規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(学長等への報告義務)</p> <p>第1条の3 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(学長等への報告義務)</p> <p>第1条の3 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長 <u>(当該役員が学長である場合にあっては、学長及び学長選考・監察会議)</u> に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p>	<p>国立大学法人法の改正に伴う改正</p>

附 則 (令和4年4月1日規程第8号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。